

阿賀野市監査委員告示第4号

財政援助団体等監査の結果に基づく措置の公表について

地方自治法第199条第14項の規定により、阿賀野市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和4年12月9日

阿賀野市監査委員 照 田 伸 宏

阿賀野市監査委員 村 上 清 彦

- | | |
|---------------|----------------------------|
| 1 監査対象の指定管理者 | 社会福祉法人 みのり会
理事長 笹 川 静 恵 |
| 2 監査対象の公の施設 | 神山児童クラブ |
| 3 所 管 課 | 社会福祉課 |
| 4 監査の結果及び措置内容 | |

監査の結果 (指摘事項)	指定管理施設に係る出納について一部計上誤りがあったので、適正な事務遂行に努められたい。
措置内容	【社会福祉法人 みのり会】 事務処理時にパソコンで数字を打ち間違っしまい誤りが生じたことから、今後は、入力後の二重チェックを徹底し、誤りがないように努めます。

監査の結果 (指摘事項)	完了報告における収支報告書の金額確定が協定書及び仕様書の規定どおりになされていなかった。 適正な事務遂行に努められたい。
措置内容	【社会福祉法人 みのり会】 社会福祉法人会計は、毎会計年度終了後 3 か月以内に所轄庁へ会計書類を提出することとなっているため、法人全体の会計決算処理を進める中で、若干の収支金額の変動が生じる可能性があります。 年度終了後 30 日以内に提出する完了報告の書類中の収支報告書について、後日修正がないようできる限り精査した上で提出し、報告に変更が生じた場合は、変更報告を提出することとします。 協定書の記載は現行のままとし、変更が生じた際は速やかに報告することを徹底します。 【社会福祉課】 阿賀野市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例第 8 条及び阿賀野市神山児童クラブの管理に関する基本協定書第 16 条に基づき、年度終了後 30 日以内に完了報告をすることとしておりますが、社会福祉法人会計は、毎会計年度終了後 3 か月以内に所轄庁へ会計書類を提出することとなっているため、法人全体の会計決算処理を進める中で、若干の収支金額の変動が生じる可能性があるとのことです。 よって、年度終了後 30 日以内に提出する完了報告の書類中の収支報告書について、後日修正がないようできる限り精査した上で提出すること、また、金額が変動した場合は、収支報告書の変更報告を速やかに提出するよう指定管理者へ依頼しました。